

「メディア・フレーム構築過程の分析— 1990年代における読売・朝日の憲法提言を事例に」

An Analysis of Frame Building :
Regarding the Proposals for the Constitution by the Yomiuri Shimbun and the Asahi
Shimbun in 1990s

笠 原 一 哉

Kazuya KASAHARA

要旨

1994年に読売新聞が発表した「憲法改正試案」とその翌年に朝日新聞が発表した「国際協力と憲法」という二つの憲法提言は、両紙の政治的・イデオロギー的な対立関係を象徴するものとして言及されることが多いが、両提言が作成された経緯や背景について分析した研究はこれまでなかった。そこで本稿は、メディア・フレームの構築過程を分析するための『『現実』の社会的構築・構成に関する時系列的モデル』に依拠しながら、両提言の作成過程を分析した。その結果、両紙が湾岸危機・湾岸戦争と自民党一党支配体制の終焉という二つの社会的出来事を報道していく過程で、五五年体制下の政治報道の在り方に対する批判が高まっていったことや、政治報道において影響力を増していたテレビに対し、言論機能を強化することで新聞の優位性を確保すべきだとする声が新聞の内外で高まっていったことが、提言作成の要因となったことを確認できた。

キーワード：メディア・フレーム 憲法改正 提言報道 客観報道 不偏不党

1. はじめに

1-1. 問題の所在

全国紙の政治的・イデオロギー的な立場については、「朝日新聞」「毎日新聞」を一方の極に、そして「読売新聞」「産経新聞」をもう一方の極に据え、両者が対立していると捉える理解が、一般的にも、また研究者や新聞人の間でも定着している（桂 2009；朝倉 2010；徳山 2014）。中でも、発行部数がトップの「読売新聞」とそれに次ぐ「朝日新聞」¹（以下「読売」「朝日」と略）はそれぞれの極を代表する存在として捉えられている。

この「読売」と「朝日」の対立関係が広く認識されるようになったのは、1990年代に入ってからであるとされている（蒲島など 2010：187、竹川 2012：213）。もちろん、両紙の主張の違いはこの時期に始まったことではない。例えば山本（1996）によると、占領末期、GHQは戦前から1949年にかけての新聞のイデオロギーについて分析し、アジア太平洋戦争期を除い

て「読売」を「右」、「毎日新聞」（以下「毎日」と略）を「中の右」、「朝日」を「中」と分類している。また、両紙の主張の隔たりが大きいとされる憲法問題についても、1950年代前半には、憲法改正・再軍備論を主張する「読売」と護憲論に立つ「朝日」、という構図はできていた（有山 1998：255-288）。だが1990年代以降の大きな特徴は、新聞自らが政治的立場の違いを強調して対立関係を演出し、一般読者にもその対立を印象づけようとしていることにある（竹川 2012：213）。

そして両紙の対立の象徴的な出来事として言及されるのが、「読売」の「憲法改正試案」（1994年11月3日朝刊、以下「読売提言」と略）と、その半年後に「朝日」が護憲の姿勢を改めて強調した「国際協力と憲法」（1995年5月3日朝刊、以下「朝日提言」と略）という、2つの「提言」である（「提言」の定義については後述する）。「読売提言」は冒頭、「現行憲法では十分に対応できない新たな状況が生まれており、今こそ、未来志向の国民的憲法論議を深めるための素材を提示することが言論機関としての責任である、と判断した」と述べ、「自衛力保持を明記」などの見出しで憲法改正に向けた試案を計8ページにわたって大々的に展開した。一方、「朝日提言」は、「戦後50年 朝日新聞は提言します」との見出しで1面から計4ページにわたり展開し、「現憲法は依然としてその光を失っていない」「日本は非軍事に徹する」など、憲法改正に強く反論したうえで、非軍事的な分野における国際協力の在り方を提案した。また「読売」はその後、「朝日」との社説を比較した『読売vs.朝日 社説対決50年』（2001年）、『読売vs.朝日 社説対決・北朝鮮問題』（2002年）、『読売vs.朝日 21世紀・社説対決』（2004年）、『読売vs.朝日 21世紀・日本のゆくえ』（2008年）、『徹底検証 朝日「慰安婦」報道』（2014年）などを読売グループ傘下の中央公論新社から出版し、両紙の主張の違いを積極的に強調してきた。

以上にみてきた「読売」と「朝日」の近年の対立関係を考えれば、いわばその「起点」とも言える両紙の憲法提言が、なぜ、どのような経緯で作成されたのか、との疑問が湧くのは自然であろう。

1-2. 先行研究

「読売提言」は憲法改正という極めて論争的なテーマを扱ったこともあり、発表直後にいくつかの雑誌がジャーナリズム規範の観点から特集を組むなど注目を集めた²。ところが、両提言について、作成の経緯や背景について分析した研究は、管見の範囲ではほとんどない。

両紙と「毎日」の憲法観の変遷を、戦後から1990年代まで概観したものに官林（1996）があるが、分析対象とした期間が長期にわたっており、両紙の「提言」には焦点を当てていない。また「提言」作成の経緯については、1990年8月のイラクによるクウェート侵攻とその後の国際貢献論議の高まりに影響を受けた「読売」が改憲試案を発表し、それに刺激を受けた「朝日」が「提言」で改憲反対の姿勢を改めて強調した、という因果関係を提示している（官林 1996：90）。だが、「朝日提言」の冒頭に「この5年間、全社規模で討議を重ねてきた」とあるように、「朝日」が「読売提言」の発表前から「提言」を準備していたことを踏まえれば、その要因について更なる検討が必要だと思われる。

当事者による記録として、「読売提言」については読売新聞調査研究本部編（2002）がある。

だが、同紙の社論形成に大きな影響を与えているとされる渡邊恒雄³・同紙主筆の主張と「読売提言」との関係についてほとんど触れていないという点だけでも、作成経緯を知るのに不十分である。また憲法改正については、「読売提言」よりも前に、社外の有識者で構成された「読売憲法問題調査会」が提言しているが、この両者の間には「提言の主体」という重要な変質があるにも関わらず、その理由についての説明もない。「朝日提言」については、朝日新聞社の社内報『朝日人』に掲載された記事（柴田 1995）と朝日新聞論説委員室編（1995）があるが、いずれも経緯について概観しているのみで、本稿が特に重視し、5章と6章で分析した中江利忠社長⁴の紙面審議会での議論やその後の社説検証作業については全く言及していない。

本稿は、「提言」の内容について規範的な観点から判断を下すことを目的とはせず、両紙が「提言」を作成するに至った要因や背景の分析に焦点を当てる。具体的には、まず2章で新聞社において「提言」という記事形式が持つ特徴について整理し、3章で「提言」の作成過程を分析するために有効な枠組みであると思われる『現実』の社会的構築・構成に関する時系列的モデルについて検討する。そして4章で五五年体制下の政治報道の特徴について整理したうえで、5章と6章で「読売提言」「朝日提言」の発表に至る経緯や背景について、当時の新聞紙面や関係者の言説を質的に分析する事で明らかにする。

2. 「提言」とは何か

ところで、新聞社において「提言」とはどのように位置付けられ、それは社説や一般記事といった他の記事形式とどのような関係にあるのだろうか。また、新聞社がある問題に対して特定の立場から主張するということは、ジャーナリズムの基本原則である「客観報道」と整合するのだろうか。分析に先立ち、まずこの点について整理をする必要があるだろう。

全国紙の論説機関⁵の責任者らによる座談会で、元共同通信論説副委員長の藤田博司・上智大教授は、「提言報道」を「①ある社の統一した意思ないし見解に基づいて、②社説ないし論説欄以外のスペースをさいて、③組織的、大々的に行われる報道の手法」と定義している（丸数字は引用者；藤田ほか 2001：11）。また自社の「提言」についてまとめた読売新聞社調査研究本部編（2002：27）でも、藤田の定義とほぼ同じ見解が示されている。一方、「朝日提言」では、「社としての主張（論説）と、客観報道（一般記事）とを厳密に分け」という方針（朝日新聞論説委員室編 1995：174）から「社説特集」という形式が取られ、1面の主見出しに「社説 国際協力と憲法」、袖見出しを「戦後50年 朝日新聞は提言します」として、他のページでも「社説特集」という見出しの下に「提言」を並べている。「社説」であることを強調している点を考えれば、藤田の定義のうち②は当てはまらないが、新聞社としての主張の強さに注目すれば、いずれも通常の社説よりも強い意味を込めている点では同じであり、その意味で「朝日」もあえて見出しで「提言」と打ったのだと思われる。だとすれば、「報道」と「社説」の関係については後に検討するとして、新聞社による「提言」について、藤田の定義を修正して「①ある社の統一した意思ないし見解に基づいて、②通常の社説ないし論説欄以外のスペースをさいて、組織的、大々的に行われる手法」と定義できると考えられる。またこの立場から、「朝

日」の「国際協力と憲法」を「朝日提言」と略することも妥当だろう。そして5章と6章でみるように、「読売提言」「朝日提言」のいずれも、通常の社説作成に携わる論説委員が数多く参加していたことを考えれば、「提言」の主張は、関連する事象についての通常の社説にも強い影響を与えらると思われる。「読売」と「朝日」の論説の責任者が「提言」と社説の一体性を強調していることは、そのことを裏づけている（藤田ほか 2001：16-17）。

では、社説以外の一般の報道記事と「提言」はどのような関係にあるのだろうか。「朝日提言」での方針のように、「社としての主張」と「客観報道」（一般の報道記事）を厳密に分けることはできるのだろうか。この点が重要なのは、社説や評論など（views）と報道記事（news）を区別するということが、ジャーナリズムの前提となる理念だからである（別府 2013：138）。出来事の最新の記録である報道記事は、人々が社会について判断するための材料となるため、事実に対する正確さと視点の公平さが求められる。主要な新聞社が加盟する日本新聞協会の「旧新聞倫理綱領」⁶が、「第三 評論の態度」で「評論は世におもねらず、所信は大胆に表明されねばならない」（下線引用者）として新聞社の言論の自由を明示する一方、「第二 報道、評論の限界」では「ロ ニュースの報道には絶対に記者個人の意見をさしはさんではならない」（同）として「客観報道」のあり方を規定しているのも、こうした理念に立っているからだと考えられる。

それは言い換えれば、「社説でどんな主張がなされようとも、報道記事の内容や扱いの大小に影響を与えない」という前提、あるいは「与えてはならない」という理念である。だが現実の紙面制作に携わる新聞関係者の中には、この前提を否定するものが少なくない。例えば「朝日」の論説主幹は、報道記事の扱いについて「暗黙のうちに社説の主張に合わすというか、それに反するものは落としたりしなくても、例えば扱いが小さくなったりなどは事実としてある」と述べている（藤田ほか 2001：17）。さらに「読売」の論説委員長は、社説の論調と異なる一般記事の扱いについて、「紙面全体の“許容範囲”は、当然、主筆、論説委員長、編集局長、各部長らが、それぞれの職務権限に基づいてコントロールしているはずだ」と述べ、「そうでなければ、紙面全体が、記者個人個人の“寄せ書き”になりかねない」とまで言い切り、「論説と報道の区別」の理念そのものの否定と受け取られかねない認識まで示している（朝倉 2010：22-23）。通常の社説よりも新聞社としての立場を強く打ち出す「提言」の場合、相関関係はさらに強まる傾向にあるとの指摘もある（日本新聞協会 1995：235）。また学術研究の中にも、社説の主張と報道記事の内容を実証的に分析し、両者の間にある程度の相関関係が存在することを明らかにしたものがある（竹川 2012）。

以上から、「提言」とは、言論機関としての新聞社の主張を、通常の社説よりも大々的に展開するものであり、関連する事象についての社説の方向性を規定するものであること、そしてそれは、一般記事の内容や紙面での扱いの大小にも影響を与える可能性が高いことがわかる。

3. 研究の方法

3-1. 「メディア・フレーム」としての「提言」

「提言」が前節で確認した性質や機能を持つものであることを踏まえると、その分析に際しては「メディア・フレーム」という概念を参照することが有効であると思われる。そこで本章ではまずメディア・フレームの定義について確認し、そしてメディア・フレームの構築過程を分析する際に有効だと思われる「『現実』の社会的構築・構成に関する時系列的モデル」を、本稿の分析枠組みとして提示する。

前節では、「ニュースの報道には記者個人の意見を差し挟んではならない」とするジャーナリズムの理念を確認したが、記者の主観を全く交えない報道が実際に可能であると考えているものは少ない（新聞報道研究会編 1995：184）。報道する事象の選択、取材や記事の内容の方向性、そして見出しや写真の大きさなど、世の中の事象が新聞記事として紙面に表現される過程から、記者や編集者の価値判断を排除することは、不可能だからである。日々の紙面は記者個人や新聞組織の選択の結果であり、価値観の反映であると言える。

こうしたジャーナリズムの価値基準を考える際に有効なのが、メディア・フレームという概念である。「フレーム」は政治学や社会学の分野でも様々な意味で用いられ、明確な定義はまだ確立していないが、マス・コミュニケーション論では、「出来事の認知、解釈、表象に関する、つまりは選択、強調、排除に関する継続的なパターン」（Gitlin 1980：7）とするギトリンの定義が多く論者によって引用されており、本稿でもこの定義に従う。そして前節で確認したとおり、「提言」で示される新聞社の主張は、関連の事象が紙面化される際の「認知、解釈、表象」に関する方向性を継続的に規定する可能性が高い。以上から、「提言」はその新聞社内において、関連する事象についてのメディア・フレームとして機能すると言える。従って、本稿が目的とする「提言」作成過程の分析に際しては、メディア・フレームの構築過程に関する分析枠組みを用いることができると思われる。

3-2. 分析方法と分析対象

メディア・フレームの構築過程の分析については、大石（2005）が示唆に富むモデルを提示している。大石は、ニュース（報道記事だけでなく解説や論評も含む）の生産過程と受容過程について、出来事の発生→報道→社会の成員の態度や行動（＝世論）の変化、という一方向の流れで把握するだけでは不十分であると指摘した。そしてジャーナリズムの活動を、①単なる「客観的現実」としての「出来事」、②象徴的現実としての「ニュース」、③「主観的現実」の集合体として、社会的出来事の当事者や参加者以外の人々の多くが抱くイメージによって構成される「社会レベルでの認知、態度、行動」という、三つの「現実」の相互作用として捉え、これらの相互作用に加えて時間的経過も考慮したモデルを「『現実』の社会的構築・構成に関する時系列的モデル」として提示した（大石 2005：123-127、図1参照）。この過程は次のように説明される。

- ①「出来事（A）」がジャーナリスト、ないしはジャーナリズム組織によってニュース・

- バリューがあると認められ、「ニュース (A)」として報じられる。
- ②「出来事」が「ニュース (A)」として報じられると、その影響を受けながら「出来事」が変化する場合もある。
- ③「ニュース (A)」は「出来事 (A)」が生じたことを社会に知らせ、「社会レベルでの認知、態度、行動 (A)」を喚起することがある。
- ④「社会レベルでの認知、態度、行動 (A)」、すなわち出来事の当事者以外の人々は、様々な形でニュースに反応し、その報道量や報道姿勢に影響を及ぼす。
- ⑤「出来事 (A)」の段階では当事者ではなかった人々が、「社会レベルでの認知、態度、行動 (A)」の結果、この出来事に関心を示し、直接に関与するようになる場合がある。これにより、出来事は拡大する。

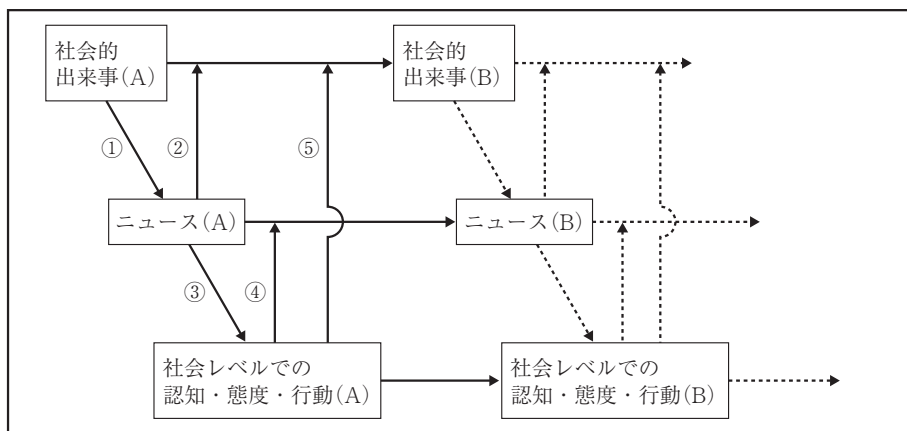


図 1. 「『現実』の社会的構築・構成に関する時系列モデル」(大石 2005 : 126)

このように、時間の経過とともに「出来事」、「ニュース」、「社会レベルでの認知、態度、行動」の三つの要因が相互に作用し、それぞれ変化しながら、出来事に関するイメージが社会の中で構築されていく、という理解である。

大石のモデルが非常に説得的であるのは、ニュースが依拠するメディア・フレームを、外部からの影響を受けない独立した存在ではなく、時間の経過とともに変化する、社会の中の相互作用の産物として捉えているからである。そこでは、ジャーナリストはメディア・フレームを通じて「あるがままを事実とするのではなく、事実であると想像していることを事実」(藤竹 1968 : 27、大石 2005 : 127)として報道し、そのメディア・フレーム自体も出来事や世論によって変化するのである。「読売提言」と「朝日提言」は、長期間にわたる様々な要因の影響によって作成され、それらの要因の多くは新聞社が自らの報道によって作りだしたものである。こうした過程を理解するために、ニュースの生産と受容過程を三つの「現実」の相互作用として捉える大石のモデルは、有効な枠組みを提供していると思われる。

以上の事を踏まえるならば、「読売提言」「朝日提言」作成過程の分析とは、「読売」「朝日」

の関係者が何を「社会的出来事」「ニュース」「社会レベルでの認知・態度・行動」として認識し、それらの相互作用をどのように捉えて報道したのか、そして時間の経過とともに彼らの認識がどのように変化していったのかを分析することであると言える。

「読売」と「朝日」の憲法提言に関しては、先述のとおりすでに両社が作成経緯をまとめたものがあり、これらは両社の基本的な認識を示している。また新聞紙面が各社の価値観の反映だとすれば、社説に加え、報道記事の変化もまた認識の変化を表していると考えられるだろう。そこでは、両社によってどのような「出来事」が選択あるいは排除され、どのような「社会的現実」を構築していったのかを分析することが、当事者の認識を理解するために必要となる。また、日本新聞協会が刊行する業界誌『新聞研究』に加え、『世界』や『文藝春秋』などの論壇誌に掲載された新聞関係者による座談会や寄稿なども、関係者の認識を示す言説として分析の対象とした。

4. 「保守対革新フレーム」の「二重基準」と形骸化

本章では、「読売提言」「朝日提言」の作成の背景になったと思われる、五五年体制下の政治報道について考察を行う。五五年体制における政治報道については、自民党対社会党、保守対革新という認識の枠組みがジャーナリズムの言説を大きく規定していたという理解から、「保守対革新フレーム」という表現がなされることがある（谷藤 2005：92）。そしてその特徴については、取材（ホンネ）と報道（タテマエ）の「二重基準」（冠木 1996：27、岩井 1996：72）が指摘されてきた。

二重基準の一方は、「派閥記者」による自民党への取材だった。すなわち、国会において多数を握る自民党があらゆる法案において決定権を持つという「ホンネ」の下、政府・自民党との密接な協力関係の中で取材を行うという姿勢である。自民党総裁が総理大臣に就任する自民党一党支配時代においては、総裁選挙が事実上の首相選びという性格を持っていたため、リーダーを総理・総裁にするための集まりである「派閥」が政局運営や政策執行を掌握していた。そしてこうした構造の下で生み出される政治報道では、派閥を中心とした政局や人事の予測報道、観測報道などが中心的な話題となっていた（蒲島ほか 2010：152、176）。派閥記者にとっては各派閥の意向を探ることが極めて重要な仕事となり、そのために派閥の領袖や幹部などの実力者に「食い込む」、すなわち信頼関係を築くことが求められ、中には派閥の一員として行動して政治を動かす記者もいた（田勢 1994：34、蒲島ほか 2010：158-161）。

そして二重基準のもう一方は、「多数の横暴を抑止する」という「タテマエ」に立ち、社会党などに同調的な評論や報道を行うという、政治報道の野党性であった。それはかつて、丸山眞男が「悔恨共同体」（丸山 1982：114）と呼んだ態度と密接に結びついていた。「毎日」のある記者は次のように指摘する。

なぜ、私たちはあの不正義で無謀な侵略戦争を防げなかったのか、防げないどころか、煽動してしまったのか。「悔恨共同体」的な意識は日本の新聞記者や多くのジャーナリス

トにも広がっていたし、それは戦後の「初志」であった。二度とあの間違った道を歩んではならない、もし、いつか来た過った道を歩もうとする動きがあれば、芽のうちに摘みとっておかなければならない。それには、国家権力が暴走するのを防ぎ、一方で国民の側の民主主義的な力を支援育成しなければならない。そのようなジャーナリズムの行動原則ができあがって行った。(冠木 1996: 25)

こうした「戦後の初志」を特に象徴するものが憲法9条への態度であり、「国家権力の暴走」への警戒心は憲法9条と自衛隊の関係に焦点化した。憲法における自衛隊の位置づけは、「朝日」をはじめとする「保守対革新フレーム」に立つ戦後のジャーナリズムにとっても、最大の争点だったのである。

そして「国家権力の暴走」への警戒心はまた、社会党を中心とする戦後革新勢力と共有された価値観だった(冠木 1996: 25)。それは、「七・三の構え」という言葉に象徴されている。「毎日」で政治部長などを務めた岸井成格は、「ある新聞社の論説委員」の話として、「日本の民主主義を健全に育成してゆく」ため、社説などにおいて「圧倒的多数の自民党政権に対して三、そして非力な野党に七という重心の置き方」が根底にあったと述べた(岸井ほか 1996: 17)。そして他の新聞も、「六・四、七・三、八・二の差はあっても、五分と五分に扱うことはまれ」であり、そして、それは一党支配を続ける自民党に対して監視機能を果たすべきジャーナリズムの当然のスタンスとして正当化された(新聞報道協会編 1995: 14)。だが、日本の新聞は「客観報道」を拡大解釈し、報道記事(news)だけでなく社説や評論(views)でも政治的中立性を主張する「不偏不党」主義を掲げてきたため、そうした「偏り」を新聞が認め、正面から取り上げて語ることはなかったのである⁷。権力に対する批判と監視はジャーナリズムに求められる本来的な役割だが、加えて戦後日本においては以上のような特殊な文脈が存在していた。

一方、高度経済成長と自民党単独政権の長期化に伴って政党の主張は中道化し、政策的な差異はなくなっていった。五五年体制は、「与党」か「野党」かという政権に対する「立場」だけに基づいた、形式的な対立の構図となっていたのである(岩井 1996: 70)。こうした変化に伴い、新聞の野党的スタンスに立った政治報道も、形骸化・マンネリ化したものになっていった。それは、「国対政治」の報道に象徴的に表れた。与野党の国会対策(国対)関係者は、実際には国会の外での折衝で合意しているにも関わらず、それぞれの党内議員や支持団体を納得させるために、激しい対立構図を演出した。野党は時に自分たちから、自民党に対して「強行採決」を要請し、そして与党との事前のシナリオ通りに、「多数の横暴を抑止するための抵抗権」と称して乱闘や審議拒否などの物理的抵抗を行った。そして政治記者は、派閥取材によってそうしたシナリオや「落とし所」を事前に知っているにも関わらず、与野党のパフォーマンスを批判せずに対立構図の経過だけを報道し続け、対立が終わると「相変わらずの『永田町の論理』による決着だった」と批判したのである(新聞報道協会 1995: 14-15)。権力の批判と監視という点で野党と目的を共有する新聞は、野党に対して寛容な態度を取ったが、一面ではそのことが結果的に国会審議を空洞化させ、新聞の権力批判も形骸化させることになった。

五五年体制の崩壊後に行われた全国紙の政治部長による座談会では、「朝日」政治部長で後に社長となる秋山耿太郎が、この時代の政治報道を次のように自己批判した。

政治権力を監視しチェックしていく点では、これまでは、野党的な視点とだぶる部分がかなりあったのではないかと思います。冷戦体制の下では、安全保障、防衛問題で集团的自衛権に踏み込むか、踏み込まないかといった憲法論争などが、国会論戦の花形でした。そうした場面で、朝日新聞も「こうした点が国会で問題になろう」「野党側の追及を受けらるであろう」などの言葉を末尾に付ける定型化した批判的な記事を書いてきたという事実は否定できないだろうと思います。(秋山ほか 1995:12)

また「毎日」で政治部記者を約10年間務めた倉重篤郎は次のように述べている。

自社五五年体制下の社説、政治論評記事の一つのヒナ型は、自民党政権の政策を様々な観点から検証し、その矛盾点、問題点を列挙して全体を否定するものだった。よく言えば権力の行き過ぎをチェックする、悪く言えば重箱の隅をつつき難癖をつける、社会党の国会質問のような代案なき批判であった。常に「問題点」を指摘、「真剣な論議が望まれる」といっておけばそれなりにサマになった時代があったのだ。(倉重 1995:50)

このような「保守対革新フレーム」への批判は、1990年代に入り五五年体制が崩壊する過程で急速に拡大していったが、既に1980年代半ばから徐々に表面化し始めていた。次章以下では、こうした批判を「朝日提言」と「読売提言」に至る過程の中に位置づけてみていきたい。

5. 「提言」への伏線（1980年代～1992年）

5-1. 「読売」有識者提言に至る過程

「論説委員長は主筆に対してのみ責任を追う。社論⁸を決めるのは合議ではなく、主筆である私だ」。これは、読売新聞社の社長に就任した渡邊恒雄が、自身について紹介する「朝日」の記事（1991年7月17日朝刊）で語った言葉で、「読売」の社論形成を端的に説明している。「主筆」とは新聞社における職制の一つであり⁹、渡邊は別の取材で次のように説明している。「編集主幹や論説委員長というのは主筆の下なんだ。それで編集主幹の下に編集局長と新聞監査委員長がくる。……つまり、社論全体を指揮するのであって、論説委員長は当然主筆の指揮下に入るわけだ。……だから社論は主筆が指導性も完全に発揮するし、責任も持つ」（御厨ほか 2000=2007:400-401）。渡邊は1950年に入社後、政治部長を経て1979年に論説委員長となり、その6年後の1985年6月には15年間空席だった主筆に就任した。そして論説委員会をはじめとする社内人事も掌握していき（前澤 2000:169-172）、1991年5月には主筆を兼ねたまま社長に就任したのである。この過程について「読売」社史は次のように記述し、社論に対する渡邊の「指導性」を強調している。

43年ぶりに社長が主筆を兼務することになった。……社長は経営の最高責任者であり、主筆はペン（言論・報道）の最高責任者であるということである。……

本紙の80年代から現在に至る社論を確立したのは渡辺である。それは、1979年6月、渡辺が論説委員長に就任したときに始まる。

渡辺は、当時の社説の論旨が時には混乱し、統一が保たれていないと感じた。……

そこで渡辺は、編集局との人事交流を活発化し、若くても優秀な人材を論説委員に任命する一方で、論説委員から編集局の部長への人事も行い、論説委員会が“窓際”ではないことをはっきりさせた。社説の論旨を決める論説会議では徹底的に議論し、意見が分かったときには、たとえ少数意見でも委員長の正しいと信じる意見を採用し、それをはっきり書くことにした。（読売新聞社 1994：480-481）

その渡辺の政治的立場や新聞の在り方に対する考えは、主筆就任の前年にあたる1984年に発表された2本の論考に示されている。1本目は、元日朝刊の「読売」に掲載した社説「平和・自由・人権への現代的課題 日本の役割と新聞の使命を考える」であり、「読売」の社史（読売新聞社 1994：484）は「今日の社論の基礎的立場」と位置付けている。この中で渡辺は次のように述べた。

両翼の偏向思想が、マスコミを侵す危険がないとはいえない。特に警戒すべきは、左翼偏向である。今日の左翼偏向は、決して自ら「左翼」と称することはしない。平和とか軍縮とか反核といった大衆の耳に快くひびく言葉の中に、それを隠そうとする。

……ソ連のあからさまな対日威嚇にはあえて目をつぶって、米国を軍拡の元凶とする論法を、公平だということができようか。「抑止と均衡」の理論や、「ソ連の脅威論」を否定する人々の多くが、反米親ソの左翼戦略を推進している。

……今日、日本が西側としての立場を破棄し、非同盟中立の立場を選択するならば、安保条約を廃棄、もしくは無効化せねばならぬ。それは、日本と米国、西欧との経済摩擦を破局化するだろう。

平和と自由と人権を守り、世界の信頼と尊敬を得る国となるためには、日本は、そして大部数を発行する新聞は、どっちつかずのあいまいな国際的無責任、進歩を偽装した保守的、観念的中立主義に耽溺することは許されないと考える。

読売新聞は……必要かつ実現可能な政策を勇気をもって選択し、主張して行くものである。

ここで渡辺が、「平和とか軍縮とか反核といった大衆の耳に快くひびく言葉」を唱えて国際社会における軍事力の役割を無視している、として批判しているのが、「朝日」に代表される「保守対革新フレーム」に立った戦後ジャーナリズムを指していることは明らかである。「国家権力の暴走」を警戒するこうしたジャーナリズムの野党性を「左翼偏向」と断じ、そのアンチテーゼとして自社の存在を位置付けるという意図が、ここから読み取れよう。そして「必要かつ実

現可能な政策」としての日米安保体制や西側陣営との関係の強化が、日本の経済的な発展につながり「世界の尊敬と信頼を得る」ことにつながるという認識は、その後の社説でも繰り返し示され、「読売提言」へと接続していく。だが、そのための自衛隊の具体的な役割や憲法との関わりについては、この時点ではまだ言及されていないことに留意すべきである。

2 本目の論考は、読売新聞社の月刊誌「This is」（1990年4月号から「This is 読売」と改題）1984年3月号の巻頭コラム「新聞相互批判のすすめ」である。渡邊は前月の2月号からこのコラムを匿名で執筆していた。そしてここでの渡邊の次の文章からは、元日社説で示された「左翼偏向に侵されたマスコミ」との対決姿勢に、自身の政治的立場とは別の観点からの意図も込められていたことが読み取れる。

多くの新聞は、不偏不党を建て前としているから、右も悪ければ、左も悪いといった調子になる。客観的公正さを尊ぶのは正しいが、そのため主体的主張が弱められ、ついには「どの新聞を読んでも同じだ」という不評を受けるようになる。そこで、新聞が健全な面白さを増し、より多くの読者に読まれるためには、新聞間の相互批判や論争があってもよいのではないか。……論調で読者が新聞を選択する時代がやって来るかも知れない。これまで、新聞はライバル紙の批判を避けて来た傾向があるが、これからはもっと大胆に新聞間の論争が展開されてもよいのではないかと思う。（下線引用者；渡邊 1999：16）

すなわち、新聞は自らの立場をより明確に主張した方が部数拡大に資するという、販売戦略上の観点である。この文章は自社の提言報道についてまとめた読売新聞社調査研究本部編（2002）にもほぼ同じ形で再録されており（渡邊 2002：13）、「提言」もまた販売戦略としての側面を持っていたと言えるだろう。また、発行部数と影響力という観点から当時の「読売」の位置付けを見てみると、論調の差別化・明確化の意図は更に明確になる。渡邊が入社した1950年当時、「読売」は東京のみの発行で部数も約192万部にとどまり、東京に加え大阪と九州でも発行していた「朝日」の約402万部とは2倍以上の開きがあった（有山 1998：14）。「朝日」の編集委員なども務めた後藤（1992）によれば、1977年に発行部数で「読売」が「朝日」を抜いた際も、「紙面の質の高さを誇」っていた「朝日」の編集幹部は、「販売力の違いで新聞紙面は関係ない」として「読売」の影響力を軽視していたという。新聞購読者の政治意識に関する前田の研究（1978：317-319）によれば、1978年の時点で、「朝日」「毎日」「読売」の購読者のうち最も学歴水準が高かったのが「朝日」であり、「読売」は最も低かった。渡邊自身も、1992年の「朝日」の取材に対し「戦後四十五、六年のうち二十年くらいは質量ともに完全に（「朝日」に）負けていました。……よくするために四十何年戦ってきた。朝日においつけ、追いつ越せとね」（括弧内引用者；1992年2月1日朝刊）と、「朝日」への対抗意識を率直に認めている。1994年の段階でも、「朝日」「毎日」「読売」の3社長による鼎談で司会を務めた『文藝春秋』の編集長が「かつての言論界においては朝日と岩波が日本最高のエスタブリッシュメントで、影響力が強かった。読売は一千万部かもしれないけど、やはり出版広告は今でも朝日のほうが読売よりも効果がある。結局日本のインテリというのは朝日を信じてるということなんでしょ

うね」と述べたように（中江ほか 1994：110）、言論界における「朝日」と「読売」の格差は依然として大きかったのである。つまり、「朝日」の主張と差別化した論調を掲げることで、言論界での影響力を拡大する意図があったことも、渡邊の主張の背景に読み取ることができよう。

1984年に上述の二つの論考を発表した後も、渡邊は「This is」のコラムで「左翼的偏向マスコミ」への批判を繰り返していった。そして冷戦終結宣言後の1990年になると、それまでの「一部大新聞」「左翼偏向新聞」といった表現ではなく、「朝日新聞」と名指ししてさらに厳しく批判するようになる。その典型が、1990年4月号の「朝日新聞の安保社論を問う」である。ここで渡邊は、「最近の朝日が、米ソ・デタントで、従来の主張をどう転換するのか不明確なので、建設的論争のためこれを問いたい」として次のように述べた。

1972年1月元旦の朝日新聞は、見開き2ページの「朝日新聞は考える」という社論特集をしている。その中で安保政策に関し、

「われわれの選択は……日米安保体制の解消に至る道すじを周到かつ冷静に討議することが望ましいと考える。……数年の時間的余裕をおけば、中立化の方向で国民的合意の形成が必ずしも不可能でないと判断する」

と明言している。もちろん、その後、日米安保は解消せず、中立化の国民的合意も形成されなかったが、日本は西側の一員として、右の社論と正反対の立場を採ったから、今日の国際経済大国の地位を確保し、ソ連型社会主義を崩壊させる一因となったと筆者は考えている。（渡邊 1999：133）

6章でみるように、実際には「朝日」のそれまでの社説には様々な主張が含まれていた。その中であえてこの社説を「朝日」の安保政策に関する「社論」として位置づけ、「非武装・非同盟・中立」を主張していた社会党と同一視する一方、西側陣営を支持し続けた「読売」の「正しさ」を強調するという論法はその後、渡邊の「朝日」批判の中で繰り返されていくのである。

そして、『読売』の憲法論を決定的に変え」（官林 1996：84）、「提言」へと至る契機となったのが、1990年8月のイラクによるクウェート侵攻であった。社説『「憲法の制約」の見直しを求める』（1990年8月29日朝刊）は、「政府は、湾岸危機への貢献策づくりを急いでいるが、集団的自衛権の行使は許されない、とする憲法9条解釈の厚いカベに阻まれて、作業は難航している。……こんなことでは、日本は各国の批判を浴び、世界の中で孤立する危険がある」と批判し、いわゆる「解釈改憲」による集団的自衛権の行使を政府に求めて次のように述べた。

国会は、憲法解釈の見直しを含めて、今後の日本の進むべき道について、直ちに徹底的な議論に着手すべきである。……集団的自衛権の行使は許されないという9条解釈は……本来、日本としてしなければならない行動をしないですますための“免罪符”として使われてきたことは否めない。……憲法に関する過去の狭い解釈の見直しの中から、ポスト冷戦時代という全く新しい国際情勢を踏まえた新たな解釈が出てきて当然である。

……国連の諸活動はもとより、米国はじめ、自由と民主主義の価値観を共有する諸国の国連憲章に沿った共同行動には、積極参加をためらうべきではない。……憲法をめぐる矛盾を解消するための論議が、危険な軍国主義の復活につながるというのは杞憂に過ぎない。

これまでも「読売」は、米国との同盟関係の強化が「必要かつ現実的な政策」だと主張し、「危険な軍国主義の復活」を警戒するジャーナリズムを「左翼偏向」と断じる「アンチ・保守対革新フレーム」とも呼べる立場を繰り返し表明してきたが、湾岸危機によってその目標は「自衛隊の海外派遣による国際貢献」に焦点化した。そして憲法9条とその解釈を「厚いカベ」「解消すべき矛盾」「一国平和主義」だとして批判する、新たな段階へとシフトしたのである。

しかし、「朝日」などの新聞や野党は強く反対し、自衛隊派遣のポイントとなっていた「国連平和協力法案」は11月上旬に廃案となった。「読売」はその後も、翌1991年元日の社説「平和の構築へ具体的行動の時」などいくつかの社説で、集団的自衛権の行使容認に向けた憲法解釈の変更や、国連平和維持活動への参加、自衛隊輸送機による難民移送など財政支援以外の人的な支援を政府に求め続けたが、実現しないまま2月末の戦争終結を迎えた。渡邊と「読売」の主張は挫折したのである。この間の経緯について、渡邊（御厨ほか 2000=2007:529-530）は「小出しでタイミングが遅れた資金協力や、『カネしか出さず、人的貢献をしない日本』は感謝の対象にはならないんだよ。……そしてまさにこの湾岸危機、湾岸戦争が契機になって、僕は読売新聞の憲法問題研究のスタートを決断したんだよ」と語っている。渡邊が主筆兼社長に就任して約半年後の1992年1月8日朝刊で、「読売」は有識者13人による「憲法問題調査会」（記者による「憲法問題研究会」と区別するため、本稿は以下で「有識者調査会」と呼ぶ）の設置を伝える社告を掲載し、その目的を次のように伝えた。

わが国は国際国家として、世界の平和、国際的協調に大きな責任を持っています。無責任な一国平和主義や一国繁栄主義はもはや通用しません。

憲法を尊重しなければならないことは当然ですが、わが国として、国連の平和維持活動に積極的に参加し、活動する道を探るべきだと考えます。

この際、とくに、国際的貢献とわが国憲法の関係を、幅広い角度から徹底的に洗い直し、世界の平和にわが国が果たすべき役割について国民的議論を深めることは、緊急の課題です。（下線引用者）

ここから読み取れるように、有識者調査会の目的は従来からの「読売」の主張そして渡邊の持論そのものだった。またメンバーに、元防衛大学校長の猪木正道や元防衛庁事務次官の西広整輝など、安全保障政策で渡邊の主張に近い人物や、改憲論を積極的に唱えていた憲法学者の西修などが名前を連ねていたことを考えれば、議論の方向性はこの時点でほとんど出ていたと言えるだろう。従って大きな論点としては、憲法9条の改正に踏み込むのかどうかという点だけが残されていたのである。加えて、初会合での挨拶で渡邊は、「憲法問題をタブー

視せず……自由な立場で議論を進めてほしい」と述べたが（「読売」1992年1月31日朝刊）、既にみたように湾岸危機の際の社説などで「読売」は既に「解釈改憲」を繰り返し主張しており、その先の「タブー」とは憲法改正しかなかった。有識者調査会発足から約1年後、「読売」（1992年12月10日朝刊）は、「憲法問題調査会第一次提言」（以下「有識者提言」と略）を1面から計5ページを使って大々的に報じた。その内容は、「『安全保障基本法』制定を」「『自衛隊』を明確化 9条2項改正促す」「憲法と現実のズレ見直し」「国連の平和活動に協力を」「『改正』タブー視するな 集団的自衛権行使できる」といった見出しが伝えたとおり、憲法改正の主張に踏み込んだという点を除けば、渡邊が従来から社説で繰り返してきた主張とほぼ重なっていた¹⁰。つまり「有識者提言」の意味とは、改憲論を政策提言として新聞社が大きく報じたという点にあったと言えるが、新聞社自体が「提言」の主体であった「読売提言」と異なり、この時点ではまだ、社外の有識者による「提言」を報道する、という形式を取らねばならなかったのである。

5-2. 「朝日」の「構築ジャーナリズム」に至る過程

一方、「朝日提言」の作成を主導したのは、当時の社長だった中江利忠だった。中江は1953年に朝日新聞社に入社した後、東京本社経済部長、同本社編集局長を歴任し、「サンゴ落書き捏造事件」¹¹の責任をとって辞任した一柳東一郎社長の後任として、1989年6月に社長に就任した。従って中江にとって社長就任時の最大の課題は、その2カ月前に起きたサンゴ事件で大きく傷ついた自社のイメージの立て直しであった。そして中江が組織改革の一環として設置したのが、社外有識者で構成される第三者委員会「紙面審議会」だった。その設置を伝える社説や社告（いずれも1989年9月20日朝刊）によると、「社外の自由な立場から紙面や新聞社の活動について率直な意見」を得ることが趣旨で、第1期のメンバー5人には前最高裁長官、元共同通信社常務理事、元電源開発会社総裁などが加わった。そして月1回開かれる定例会には「朝日」側から社長や論説主幹ら幹部も出席してメンバーの意見に回答し、審議内容は紙面で大きく掲載された。この審議会では、署名記事や事件報道のあり方など、これまで新聞が自ら語ることがなかったいわば新聞制作の「裏側」が話し合われ、後に創設された「メディア欄」とともに、新聞に対する「世論」を可視化する回路として機能していくことになった。

そしてサンゴ事件から約1年後、再び「朝日」を大きく揺さぶったのが、湾岸危機の勃発であった。危機当初、「朝日」は社説「国連中心で解決を促進せよ」（1990年8月14日朝刊）で、国連の活動と歩調を合わせて協力を惜しむべきではないと主張する一方、自衛隊の派遣については「『集団的自衛権』行使を禁じている憲法に照らせばできることではない」とし、その後も一貫して自衛隊の海外派遣への反対姿勢を明確にし続けた。「国連平和協力法案」についても、政府に対して「法案を撤回すべきである」と迫り（1990年11月1日朝刊）、問題点として「（1）軍事協力ではないといいながら、実態は自衛隊が主力を占める矛盾（2）国連決議で派遣されたわけでない多国籍軍に『国連協力』の名目で深入りする筋違い」などを挙げた。

だが、同月下旬に国連安保理が多国籍軍によるイラクへの武力行使を認める決議を採択し、さらに翌年1月、アメリカが日本に対して「湾岸で、可能な限りの最大限度の協力を行うよう、

強く促した」として「人的貢献」を求めていることが報道されると（「朝日」1990年1月16日朝刊）、「朝日」の主張は明快さを欠いていく。例えば社説「日本はどう対処すべきか」（1991年1月17日朝刊）では、『「イラクの侵略を許さず、クウェートからの撤退を実現する」という米国の目的には、われわれはまったく同感だ」「対米協調はわが国の外交にとってもっとも重要なことの一つである」としながらも、見出しにある「日本はどう対処すべきか」については、「国際貢献の方法はあくまでもわが国らしい道を自信を持って追求すればいいのではあるまいか」「冷静にわが国の進路を考えたい」と述べるのみで、具体的な対処は示さなかった。また社説「難民移送は自衛隊抜きで」（同年1月24日朝刊）では、支援策として当時検討されていた自衛隊機による難民移送について、「目的は難民移送といっても自衛隊の海外派遣である事実は否定できない。このような重大な方針変更は極めて慎重であるべきだ。どうしても必要だというなら、法改正という手順をきちんと踏むのが当然である」と批判したものの、自衛隊機による移送そのものに反対なのか、手続きを問題視しているのか、不明確だった。この社説の約1週間後に開かれた紙面審議会では、委員から「社説で自衛隊の派遣に消極的な意見を出すなら、憲法違反と考えるのか、自衛隊法に違反すると思うのか、それなら自衛隊法を改定すればいいのか、それとも政策として反対なのか、理由をはっきりと書くべきだ」と批判された（同年2月3日朝刊）。当時の状況について、「朝日」で論説委員として安全保障を担当し、後に論説主幹として「朝日提言」をまとめた中馬清福は次のように振り返っている。

湾岸情勢は、日を迫うにつれて深刻になった。世界中がまるで熱病にでもかかったかのように、軍事力の復権と積極投入を叫び始めた。論説委員室は毎日毎日、世界の動向、日本の対応について、決断を迫られていた。待った、が認められぬ苦吟の連日であった。……仕事上の大先輩の一人が西下され（当時、中馬は大阪に赴任していた）、ごちそうになった。私は、「冷戦後の安全保障をめぐる世界の環境は激変しました。これにどう対応するか、自由に論議する場を社内につくれないものでしょうか」と言った。先輩は黙って聞いていた。（括弧内引用者；朝日新聞論説委員室編 1995：179）

朝日新聞論説委員室編（1995）と柴田（1995）は、この後の1991年9月に社内で非公式の勉強会「日本の進路研究会」（以下「第一次進路研」と略）が設置されたことを、「朝日提言」につながる最初の動きと位置付けている。論説主幹や編集局長といった幹部に加え、編集局各部のデスククラスからも十数人が加わり、翌1992年1月まで計8回にわたって会合が開かれたという。この間の経緯について、柴田（1995：5）は次のように述べている。

湾岸戦争を契機に登場してきた改憲論は……国連の平和維持活動への協力という新しい角度からの改憲の提言です。国連による世界秩序の維持というのは、もともと平和憲法の理念とも合致するはず、との論拠も加わって、なかなか説得力ある主張でした。……そこで、「まず、社内で研究会をつくって勉強しよう」ということになったわけです。……当然、護憲論も出れば、改憲論もあり、とくに改憲論をめぐって活発な論議が繰り

返されたようです。

結局、第一次進路研は憲法における自衛隊の位置付けについて結論を出せないまま終了した。そしてその約1年半後の1993年7月に「第二次進路研」が設置され、そこでの約2年にわたる議論が「朝日提言」としてまとめられた。柴田（1995：7）によると、第二次進路研は「論議がまとまり、社内のコンセンサスが得られれば、朝日新聞として何らかの提言ができないか」という中江の提唱で設置されたもので、当初から紙面化を視野に入れていたという。

ではなぜ、この段階で中江は「提言」を行うことを目指したのだろうか。その理由について、朝日新聞論説委員室編（1995）と柴田（1995）はいずれも明確には述べていない。また両者では、背景の説明が異なっている。朝日新聞論説委員室編（1995：170-172）は、第一次進路研後の改憲論議の高まりを紹介し、一例として「読売」の「有識者提言」を挙げている。一方、柴田（1995）は、国連PKOの挫折や自民党一党支配の終焉で「改憲ムードは急速に沈静化」「政治の世界から改憲論はすっかりかげをひそめてしまった」と述べたうえで、「こうした空気の中かで第二次進路研はスタートしました」としている（柴田 1995：6）。つまり柴田（1995）によると、改憲論議の高まりは第二次進路研設置の直接のきっかけではなかったのである。

本稿は、「朝日」の第3社会面における「メディア欄」の新設（1991年6月）と、1992年2月から始まった同欄での連載「VS. 朝日新聞」が、第二次進路研の設置と「朝日提言」に影響を与えた可能性があることを指摘したい。この連載の総括として行われた紙面審議会（1992年10月17日朝刊）で、「朝日」幹部全員が「具体的な代案・提言が必要」と主張し、中江も「説得力のある提言機能を強化する」という「構築ジャーナリズム」を提唱したことに注目するからである。

この「メディア欄」は、メディアそのものを取材対象とした常設の欄であり、日本の新聞界では初めての試みだった。メディアの持つ影響力の大きさが湾岸戦争によって改めて明らかになり、メディア自体への関心が高まったことが設置の理由だという（高橋 1991：30）。そして同欄では、湾岸戦争とメディアの関わり以外にも、事件報道における新聞各社の違いや判断の基準など、様々な角度からメディアの問題点を提起した。これまでメディアが報じてこなかったメディア自身の姿は大きな反響を呼び、翌1992年10月には新聞協会賞を受賞するに至った。受賞理由について日本新聞協会（1992：12）は、「メディア自体が社会現象といえる今日、これを極めて重要な取材対象としてとらえて報道する本格的なこの試みは……メディアに対する読者の理解と信頼を深めるとともに、報道の自己検証を促す手がかりをもたらした。……報道記事の新分野を開拓した意義は高く評価」されると述べた。

こうした「報道の自己検証」という姿勢は、「朝日」自身の報道を検証する動きにもつながっていく。それが、「各界の人びとに、朝日新聞への提言や苦言等を述べていただく」として始まった企画「VS. 朝日新聞」であり、その第1回（1992年2月1日朝刊）として、「読売」社長の渡邊が登場した。渡邊は、日米安保体制の解消を主張した1972年元日の「朝日」社説を持ちだす論法をここでも繰り返し、「もし日本がそのような政策をとっていたら、今日の繁栄は絶対にない、と私は考えるんです。この点が今日までずっと朝日対読売の社論の対立になっている」

「朝日は革新的、読売は保守的という人もいる」と述べて、両社の「違い」を強調した。この連載では他にも、政治家の渡辺美智雄や小沢一郎、テレビキャスターの櫻井良子など、「朝日」の政治的立場に対して批判的だとされる論者を数多く登場させた。そしてこうした「保守」論者は共通して、「朝日」を「左翼偏向」「反権力志向」「非建設的」だとして批判したのである。例えば外務大臣だった渡辺美智雄は「反権力的な思想が強く出すぎているんじゃないか」「何でも批判すればいいというものじゃない」と指摘し、元検事で弁護士の堀田力は「政府の政策や制度づくりのアラを探そう、アラさえ見つければそこを徹底的に報道しよう、そしてそれだけという態度をかなり強く感じるんです」と述べた。こうした批判は保守系論壇誌を中心に度々展開されていたものだったが、新聞社が自社に対する批判を紙面で取り上げるのは異例だった。

そして「朝日」がこれらの批判に正面から対応することを迫られたのが、この連載の総括として行われた、紙面審議会メンバーと中江ら「朝日」幹部による集中審議（1992年10月16、17日朝刊）である。ここでは、審議会長の寺田治郎・元最高裁長官が、「軽視できない」批判として「（安全保障政策などに関する）過去の意見を検証、反省すべきだという点」（括弧内は引用者）と、「政府の政策の単なる批判にとどまらずに、建設的な提案をすべきだという意見」を挙げ、「ただ言われっぱなしにするのではなく、しかるべく反論されるのもいいし、改めべき点は改めればいい」と「朝日」幹部に迫ったのである。特に政策提言については、「朝日のような指導的立場の新聞ともなれば、建設的、積極的な提言があってもよいのではないか」「PKO法案でも、朝日は別組織で派遣、の立場のようですが具体的に細かな点まで提案しなければ政策論になりません」と指摘した。

こうした批判への回答として、中江をはじめとする「朝日」幹部が強調したのが、「構築ジャーナリズム」であった。編集担当の専務取締役は、「『反権力』ということですが、日本は戦後、ほとんど政権交代のない状態でしたから、政権党や政府を権力とすれば、それに対する監視的な言論や報道に力点がかかるのは、ある意味で正当なことだった」としたうえで、「批判ばかりで代案がないというご批判については、確かに建設的批判の面にもっと重点を置いていくべきだ」と述べ、「考え方の大きな道筋を具体的、現実的に提示していくことが必要」と強調した。これに続けて中江は「説得力のある提言機能を強化する必要がある、そのための基盤組織も強化」という「構築ジャーナリズム」を積極的に進めると宣言した¹²。そして論説主幹と編集局長も「具体的な代案の提示は必要だと思っている」「新たに強くジャーナリズムに求められる役割は提言」と同様の認識を繰り返したのである。

次章3節で述べるように、紙面審議会での「朝日」に対する批判は、後の新聞記者達による五五年体制下のジャーナリズムに対する自己批判と、かなりの程度重なるものだった。そしてまた、ここで述べられた「構築ジャーナリズム」は、そうした自己批判の中で、今後の新聞の在り方として打ち出されていくものの方向性を先取りしたものであったのである。

6. 「提言」の作成（1993年～1995年）

6-1. 「朝日提言」への着手

「朝日」は1993年に入ると、論説委員室を中心に約半年間をかけて過去の自社の社説に関する検証作業を行った。この社説検証作業について、朝日新聞論説委員室編（1995）と柴田（1995）はいずれも全く言及していないが、その前年10月の紙面審議会で、安全保障政策などに関する過去の社説を検証すべきだと審議会長が指摘し、中江が「構築ジャーナリズム」を宣言していたことを踏まえれば、この作業は「朝日提言」作成過程において重要な意味を持っていたと考えられる。

検証作業の内容は、社内用資料として約70ページの冊子『朝日新聞はどう主張してきたかー主要な論点と社説の流れー』¹³（以下、『どう主張してきたか』と略）にまとめられ、同年6月に論説委員室から関係部局に配布された。①憲法9条と自衛隊②日米安保体制③原子力利用④消費税導入から税制改革、の4つのテーマについて、それぞれ約十本の社説を選び、その主張の流れを解説するという構成になっており、冒頭で次のように述べている。

昨今の国民世論の多様化と、朝日新聞とは基調を異にする他紙、他メディアの攻勢のなかで、私たちが積極的に自らの立場を固め、それを明快に主張してゆく必要性は、焦眉の急となっております。

そのためには、まず、朝日新聞がこれまでの歴史的環境のなかで、どういう主張をしてきたかを確認する必要があります。私たちが漠然と「これが朝日の路線」と思い込んだり、「これは従来主張と整合性を欠くのではないか」などと懷疑したりせず、しっかりとした主体性をもって、しかも変化する状況に対応したダイナミックな論調を形成してゆくうえでの、基礎づくりです。

その第一歩としてまとめたのが、この小冊子です。

すなわち、「これが朝日の路線」と断定する「他紙、他メディアの攻勢」によって「自らの立場」に対する「思い込み」が社内に広がっている現状があり、そうした攻勢に対抗できる自社の論調を構築するため、社論を再定義することが目的だというのである¹⁴。ここでの「他紙、他メディアの攻勢」が、主に「This is」や「VS. 朝日新聞」などで渡邊が繰り返した「朝日＝左翼偏向」批判を指していることは明らかであろう。従って、検証作業の中でも最も注目されるのが「憲法9条と自衛隊」の項である。そこでは、「朝日」の主張が次のようにまとめられている。

9条の解釈論としては「自衛のための戦力も保持できない」とするのが憲法学者の多数説だが、朝日の社説は「自衛のための戦力をも一切放棄している」との憲法解釈に立ったことはないといっている。社説はしばしば、一定限度の自衛力保持は認めざるをえない、との考え方を繰り返しており、一切の戦力保持を禁じているとする解釈や、非武装抵抗論

とは一定の距離を置いている。

その論理的帰結として、自衛隊の存在そのものを頭から「違憲」と断じた社説はない。しかし反対に、明確に「合憲だ」といった社説も見当たらない。自衛隊合・違憲の「神学論争」には加わっていないのである。この点は、9条と自衛隊の關係に明確な判断を下すのを避けてきた最高裁判所の姿勢とも似通った面がある。

しかし、朝日の社説は最高裁と異なり、その時々の自衛隊の規模や装備については、常に合憲性に疑問を投げかけてきた。また、防衛費の増大や装備の拡大、任務の拡張などに対しては9条を根拠に、一貫して厳しい目を注いでいる。(下線引用者)

『どう主張してきたか』の中でも触れられているように、社説の中には「保安隊を自衛隊に改め、任務に直接侵略に対する防衛を付加するのは、明白に9条違反を取えてしようとするもの」(1953年11月5日「国会の防衛論争」)と指摘したものや、「保安隊を二十万人にしようが三十万人にしようがそれでも戦力ではない、というなら、憲法はいらないも同然である」(1953年7月23日「防衛論議の変転」)など、合憲性への疑念を強く表明したものもあった。そうした様々な社説の中から、一定限度の自衛力を認めている社説にも注目し、「朝日」は自衛隊を合憲とも違憲とも書いてこなかった、と主張したのである。こうした態度の背景には次のようなジレンマがあったと、『どう主張してきたか』は説明している。

「合憲」といえば防衛力増強の動きに拍車がかかるし、「違憲」判断を下せば、自衛隊の解散、縮小が政治的に可能かといった問題に直面するうえ、改憲派の動きを勢いづけることになりかねない。こうした様々な問題への配慮が明快な判断を避けさせている。

3章で述べた、「悔恨共同体」に根差した野党性という「保守対革新フレーム」の一面、すなわち国家権力への警戒心を憲法9条と自衛隊の關係に焦点化して政府を批判するという行動原則が、ここには如実に表われている。そしてそれは、自衛隊の海外派兵への態度にも接続していた。例えば5章2節で紹介した湾岸危機当時の「朝日」社説「国連中心で解決を促進せよ」(1990年8月14日朝刊)が、自衛隊の海外派遣について「『集団的自衛権』行使を禁じている憲法に照らせばできることではない」と述べたように、海外派兵に対して「朝日」は憲法の枠を根拠にして一貫して反対し続けてきたのである。

だが、自衛隊の合憲性に関する態度を曖昧にしたまま、その規模や装備について「常に合憲性に疑問を投げかけ」という矛盾した態度こそ、「朝日」幹部が紙面審議会で認めたような「批判ばかりで代案がないというご批判」をこれまで招いてきた大きな原因だったと言える。関(1994:129)が批判するように、自衛隊の合憲性について明確な解釈をもたない限り、その規模や集団的自衛権について論じることはできないはずであり、そこでは批判自体が目的となってしまうからである。また湾岸危機から湾岸戦争に至る社説の執筆で、「論説委員室は毎日毎日、……決断を迫られていた。待った、が認められぬ苦吟の連日」だった(朝日新聞論説委員室編 1995:179-180)と論説委員が悩みながら書いた社説が、「自衛隊の派遣に消極的な意見を

出すなら、憲法違反と考えるのか、自衛隊法に違反すると思うのか、それなら自衛隊法を改定すればいいのか、それとも政策として反対なのか、理由をはっきりと書くべきだ」（「朝日」1992年2月3日朝刊）と紙面審議会に批判されたのも、突き詰めれば自衛隊の存在の合憲性、さらには国際社会における武力の必要性についての曖昧な態度に起因していたと言えるだろう。

以上のことを踏まえれば、第一次進路研の中断（1992年1月）から、社説検証作業（1993年1月～6月）、そして「提言」の紙面化を目的とした第二次進路研の設置（同年7月）に至る流れの背景を推察することが可能だろう。すなわち、「具体的、現実的な提言」を行うという中江の「構築ジャーナリズム」を実行しようとするならば、自衛隊は違憲なのか合憲なのかという、戦後日本における最大の論点について、「朝日」自身が結論を明確にする必要があった。だが、第一次進路研で「護憲論も出れば、改憲論もあり、とくに改憲論をめぐる活発な論議が繰り返された」（柴田 1995：5）結果、結論を出せないまま議論が中断したことを踏まえれば、社内の合意をどのように形成していくかが、「提言」に向けた大きな課題だと認識されていたと考えられる。そして後述するように、自衛隊合憲論に対して社内に強い反対が存在していた一方、「朝日」社内ですら改憲論が主張される当時の状況を考えれば、違憲論に立つことは不可能だったと思われる。つまり社説検証作業とは、自衛隊合憲論に立った「提言」を作成するための準備作業であり、その作業の終了を待ち、第二次進路研が設置されたと考えることができよう。

自衛隊合憲論へのソフトランディング、という社説検証作業の性格は、作業が終わった翌月に掲載された論説副主幹の署名記事「社論の伝統とこれから 基調ふまえて柔軟に」（1993年7月4日朝刊）からも読み取ることができる。この記事は投書欄などが載る面に掲載され、見出しも2段程度でそれほど目立つ扱いにはなっていないが、社説検証作業を次のように紹介している。

その（社説検証）作業を通じて強く感じたことがあります。世上よく朝日新聞は左寄りだ、現実離れの建前でものをいうなどの声が聞かれますが、それは事実と違うということです。

たとえば、自衛力について、遠く1950年代初めの再軍備論争のなかで「一定の自衛力の保持は必要」との立場を明確にしています。自衛隊に関しても「違憲論の強調が、9条2項の改正方向に拍車をかけることになるのを恐れる。むしろ自衛力を認め、とめどもなく膨張の一途をたどる防衛力をいかにして国民的立場から抑制すべきかが重要」（64年5月3日付）と論じています。

また60年安保改定に先立っては「いまの自衛力で国防に安全感を持ってないという現実も忘れるわけにはいかない」として、日米安保を是認しています（57年6月26日付）。新条約を批判しながらも、「社会党の改定阻止の態度は矛盾そのもの」とも述べています。朝日の社説はイデオロギーにとらわれず、現実柔軟に対処してきたといえましよう。……

私たちは、先輩が歴史の激動のなかで、現実性と一貫性を兼ね備えた責任ある社論を展開してきたことを確かめ、この伝統を守り継ごうと心したのです。(括弧内と下線引用者)

ここで強調された社論の方向性は、「左寄り」「現実離れの建前でものをいう」といった、これまでの「朝日」の社論に関するイメージの修正を読者に印象付けようとするものだった。そしてそれは、『どのように主張してきたか』が冒頭で述べたように、社論に対する「思い込み」が広がっていた「朝日」社内においても同様の効果を持っただろう。

こうした過程を経て設置された第二次進路研には、第一次と同様に論説委員室、編集局、調査研究室から十数人が集められたという(柴田 1995: 6)。「社としての主張(論説)と、客観報道(一般記事)とを厳密に分ける」方針が決まったのは1994年秋だとしているが、設置当初から論説の担当者(論説委員)と一般記事の担当者(編集局)が共に議論に参加していることを考えれば、社内的にはこの区別はほぼ意味がなかったと言えるだろう。そして第二次進路研による約2年にわたる議論が、「朝日提言」としてまとめられたのである。そこでは、自衛隊が次のように表現されている。

第三の提言で私たちは、自衛権に基づく自衛組織の保有を憲法は禁じていないとの立場を明確にしたうえで、現憲法、とくに9条の改定に強く反対する。……

それでは、合憲の自衛組織とはどういうものか。その基盤と限界を提言の第四で明示しよう。……現在の自衛隊は、すでに許される自衛力の範囲を逸脱している疑いが濃いので、まず装備と隊員を削減し、あわせて目的、組織、編成など全面的に改造する。(1995年5月3日朝刊)

「自衛隊の存在自体は合憲だが、現状の自衛隊の自衛力は違憲」と要約できる内容であり、この提言で「朝日」は初めて、自衛隊の合憲性を認めたのである。論説委員として作成に参加した若宮啓文は、社内内で起きた強い反発について次のように述べている。

提言は主張である以上、「社説」で行うのが適当だということになり、議論の集約や提言づくりには中馬清福論説主幹をはじめとする論説委員室があたった。但し、以上の経緯からも、いつもの社説と違って全社的な合意づくりに手間ひまがかけられた。進路研でつくられた「中間まとめ」を下敷きにして6人の論説委員が素案をつくったのだが、それは東京、大阪、西部、名古屋各本社の編集局に送られ、全社的な討議にかけるという手法がとられたのだ。この結果、文書の形で出された意見だけでも約100編にのぼった。

……吸い上げられた意見はほとんどが熱っぽい「護憲」であった。読売の右傾化に対抗する意識に燃えていたともいえるだろう。こうした意見書も踏まえてつくられた最終案をもとに、調査研究室は東京本社の全社員を対象にした臨時談話会を開くのだが、「自衛隊合憲論」を受け入れられないとする記者もいて会場は熱気に満ち、社説を組み込む当夜は論説委員室に「乱入」して抗議する若い記者もいた。(若宮 2008: 241)

「朝日提言」の目的は、対外的には中江が「構築ジャーナリズム」を主張した際に強調したように、日本が果たすべき国際的な役割について、具体的な政策提言を行うことにあったが、対内的には、その前提となる自衛隊の合憲性についての合意を形成する点にあったとまとめることができよう。だが、それはすでに自社さ連立政権の村山富一首相が社会党の政策を転換し、自衛隊の合憲性を認めた後であった（「朝日」1994年7月21日朝刊）。そのことは、「朝日」における「保守対革新フレーム」がいかに強いものであったかを示していたとも言えるだろう。

6-2. 「読売提言」における変質

「読売」は「有識者提言」から約2年後の1994年11月3日、「憲法改正試案」を発表する。「憲法裁判所」の創設や、人格権と環境権の設定などを含む包括的な内容だったが、前章で確認したとおり、湾岸危機・湾岸戦争における挫折が渡邊の「提言」への動機となったことを考えれば、主張の根幹はやはり、9条の規定を変更して自衛力の保持を明記することにあったと言える。そして9条の改正については「有識者提言」が既に主張していたことであり、この点に関して「読売」の主張が変化したわけではなかった。

むしろここで注目すべきは、「提言」作成主体の変質である。「有識者提言」から「読売提言」に至る過程については、読売新聞調査研究本部編（2002:64）と、読売新聞憲法問題研究会（1994:119-120）がある程度、説明している。これらによると、初期の計画では新たな有識者メンバーによる新調査会を発足させることになっており、そこでの議論に向けた素案を作成するために、「有識者提言」の約3ヵ月後の1993年2月、社内の記者による「憲法問題研究会」（以下では有識者調査会と区別して「記者研究会」と呼ぶ）が組織されたという。つまり当初は、有識者による「第二次提言」が予定されており、「記者研究会」は「提言」作成の主体として設置されたわけではなかったのである。素案は同年末に完成したが、その時点でもまだ公表を前提としたものではなかった。だが翌1994年に入り、「この素案をさらに練り上げて、今後の憲法論議のたたき台として資するものに出来ないか」という検討が始まり（読売新聞憲法問題研究会1994:120）、同年8月下旬に「改正試案」を新聞紙上で11月3日の憲法記念日に発表する方向が固まったという。

ではなぜ、素案を作るための準備組織に過ぎなかった「記者研究会」が、最終的に「提言」を発表することになったのだろうか。この変質について、上記の2つの資料は何も説明していないが、当時の状況から以下の2点の理由が推測される。

まず、改憲論に対する世論の変化である。論説委員として「提言」作成に加わった朝倉敏夫は、次のように述べている。

（「提言」は）基本的に、読売新聞はこう考えますが皆さんどうですか、という形で出していますから、それに対していろいろな反応があります。……

（「提言」を始めるに当たっての）リスクというのは、最初の時です。最初の「憲法改正試案」の時は、まだ改憲論の方が少数ですから、例えばリスクというと、部数が減るのではないかというような心配は当然ありました。（括弧内引用者；藤田ほか 2001:20）

「記者研究会」発足直後の1993年3月、「読売」は憲法改正への賛否に関する世論調査を実施した（紙面には同年4月3日朝刊に掲載）。そして改正賛成50.4%に対し反対30%と、1957年以来38年ぶりに賛成が反対を上回るという結果が出たことで、部数減に対する懸念はある程度払拭されたと思われる。だがこうしたリスクは「有識者提言」の際にもあったはずであり、これだけでは理由を十分に説明できない。

より重要だと思われるのは、日本の新聞が伝統としてきた「不偏不党主義」の影響である。4章で述べた通り、日本の新聞は「客観報道」を拡大解釈し、報道記事だけでなく社説や評論でも政治的中立性を主張する不偏不党主義を掲げてきた。自衛隊の国際的な役割に関する渡邊の主張を社説で掲載してきた「読売」でさえ、まずは外部有識者による「提言」を報道するという形式を取ったのも、憲法改正を新聞社が主体となって明確に主張することへの躊躇があったためだと思われる。実際、「読売提言」に対する批判の多くは、不偏不党主義との整合性を問うものだった。例えばジャーナリズム論を専門とする桂敬一・東大教授は、「東京新聞」に寄せた「揺らぐ不偏不党紙の伝統」（1994年11月16日夕刊；官林 1996：89）で次のように批判した。

政党機関紙でないにもかかわらず、試案とはいえ明確な政治的主張を内容とする、形式的にも首尾一貫した成文憲法案を、事実上これを社説とする文脈のなかで提唱、日本のこれまでの不偏不党紙の伝統を大きく揺るがす衝撃を、新聞界に及ぼす結果となった。……

（「読売」は）自紙が今後も、かつての不偏不党紙でありつづけるのか、あるいはもうそうした立場は決然として捨て去り、自紙と主張を同じくする政治集団に対しては機関紙的役割を果たすことも辞さない新聞になるというのか、基本的な姿勢を公然と明らかにする必要が生じるにいたっているのではないか。（括弧内引用者）

だが一方で、前章でみたように、「朝日」の紙面審議会における議論を先駆けとして、新聞は主張を明確に掲げ、提言機能を積極的に果たすべきだとする声が、新聞関係者の内外で大きく高まっていたのもこの時期であった。次節では、こうした不偏不党主義からの脱却とも言える動きが生まれた背景や、新聞関係者に与えた影響について検討したい。

6-3. 政治報道におけるテレビの影響力と、新聞関係者の自己批判の高まり

前節までにみてきたとおり、「読売提言」「朝日提言」の具体的な作成作業はそれぞれ1993年に始まるが、その過程で大きな影響を与えたと思われるのが、政治報道におけるテレビの存在感の高まりである。この年7月に行われた総選挙の結果、38年間続いた自民党の単独支配が終焉するが、この解散・総選挙・新政権樹立に至る過程で大きな役割を果たしたのがテレビであり、そして政治報道の主導権を奪われた新聞関係者の多くが対応として主張したのが、言論機能の強化だったからである。

政治報道におけるテレビと新聞の関係の一つの転機は、前自民党副総裁であった金丸信が、東京佐川急便元社長による5億円供与問題で議員辞職願を提出し、竹下派会長も辞任した

1992年10月であったと思われる。金丸の辞職願提出後、自民党の分裂につながる派閥内抗争が激化したが、この過程で、多数の政治家が生中継のニュース番組や討論番組に出演するようになり、特に久米宏がキャスターを務めたテレビ朝日系列のニュース番組「ニュース・ステーション」と、田原総一郎が司会を務めた、やはりテレビ朝日系列の政治討論番組「サンデー・プロジェクト」が注目を集めた。「保守対革新フレーム」において、新聞報道で読者が知ることができた「政治家の声」とは、派閥領袖の匿名発言を中心としたものであったが、テレビ番組での政治家の肉声、特に政治改革を求める若手政治家の発言は多くの視聴者にとって新鮮であり、これらの番組が高視聴率を取ると政治家側もテレビ出演をさらに重視するという循環が生まれた（岩井 1996：82-84）。「サンデー・プロジェクト」のほか、NHKや民放各局の政治討論番組が集中する日曜日の午前中は「政治家にとってのゴールデンタイム」（山本ほか 1993：42）と呼ばれ、こうした番組での政治家の発言を新聞が翌日の紙面で後追いして報道する事も頻繁になり、「月曜の新聞はみんな『サンデー・プロジェクト』でつくっている」（富森ほか 1993：26）と新聞関係者が嘆く事態にまで至ったのである。

また金丸の辞職会見は、新聞の政治報道に対する批判が高まる契機ともなった。この会見は自民党の前副総裁の議員辞職という重大な局面で行われたにも関わらず、金丸は「所感」を一方的に読み上げただけで切り上げようとした。だが記者は、記者クラブの幹事を務める社が金丸の帰り際に1回質問しただけで、会見はわずか5分で終了したのである。政治記者の「保守対革新フレーム」において、「ホンネ」を聞き出せるのは、「懇談」と呼ばれる派閥記者と政治家との非公式の取材であり、記者会見でのやりとりは「タテマエ」として軽視されてきた経緯があった（岸井ほか 1996：13）。金丸会見での記者たちの行動は、そうした長年の慣習の積み重ねによるものだった。だが、そうした政治家への取材が、テレビによって視聴者の目に触れるようになると、政治家と政治記者の関係は「癒着」と受け止められるようになったのである。「読売」の当時の政治部デスクは次のように振り返っている。

「新聞記者はなぜ質問しないんだ」……と、読者から厳しいおしかりを受けた。……それ（辞職会見の様子）が写真やテレビで報道されることで、改めて政治記者と派閥、政治家との関係が問われることになった。……テレビでリアルに記者会見や取材の現場の状況が報道されるため、内なる立ち居振る舞いの問題としてだけでなく、外なる立ち居振る舞いとして、政治記者の在り方が問われている状況になってきたんだろうと思います。（括弧内引用者；富森ほか 1993：14-15）

新聞に対するテレビの優位は、解散に至る最終局面においても同様だった。1993年5月末、田原が聞き手を務めたテレビ朝日系列の対談番組「総理と語る」に出演した宮沢喜一総理は、当時最大の争点になっていた政治改革を実行できるか田原に繰り返し問われ、「絶対やりますよ」「もちろんやります」と強調した。そして宮沢が政治改革を実現できなくなった後、「ニュース・ステーション」はこのシーンを繰り返し放送し、久米は「嘘つきはだめだ」とコメントした（植木 1994：112）。これらのことが、その後の宮沢の不信任案決議と自民党の分裂に大き

な影響を与えたと新聞関係者は受け止め、その後に誕生した非自民連立政権は、「久米・田原連立政権」とも呼ばれた（田勢 1994：168）。解散後に開かれた新聞関係者とマスコミ研究者のあるシンポジウムでは、解散、総選挙、新政権樹立に至る経緯は「映像メディアに対する印刷メディアの敗北」と総括された（「朝日」1993年9月10日朝刊）。

そして新聞関係者がこの「敗北」を反省する中で、「保守対革新フレーム」への自己批判が噴出していったのである。新聞社外からの政治報道批判は以前からあったが、この時期の新聞批判の特徴は第一に、新聞記者自身、しかも各社の政治部長や論説委員など新聞社幹部による自己批判であった点だった（岩井 1996：68）。その代表的な論者が、日本経済新聞の編集委員だった田勢康弘である。自身も政治記者だった田勢は、「自身が犯した罪の告白」（田勢 1994：206）として1992年10月から雑誌『FORESIGHT』で始めた連載において、情報を得るために担当派閥と一体化し、時には政界工作を担う記者と派閥の癒着関係を「内部告発」した。そして派閥抗争や人事観測などに終始する「永田町のゴシップ報道」から脱せよと訴え、そのために①権力をきちんとチェックできること②事実を十分に検証できること③かくあるべしという主張を掲げられること④有権者や政治家を啓蒙するような報道や解説記事を載せられること——の4点が政治報道の変革に必要なだと主張したのである（田勢 1994：144-145）。このうち、「提言」への影響を考えるうえで特に重要なのは③である。それはすなわち、新聞がそれまでの不偏不党主義から脱却し、政治的な主張を明確に打ち出すことを求めるものだったからである。そして田勢はその後、新聞関係者による研究会などで基調報告やコーディネーターを務め、政治報道改革論議をリードした¹⁶。このことは、田勢によって提起された問題が、多くの新聞関係者によって共通の課題として認識されていたことを意味していた。連載をまとめた単行本『政治ジャーナリズムの罪と罰』が1994年に発売されると議論はさらに高まり、この著作は一時期、政治記者の「バイブル」とも呼ばれた（熊坂 1996：29）。

田勢による問題提起の広がりや、総選挙直後に『新聞研究』が行った座談会「五五年体制の崩壊とこれからの政治報道」（富森ほか 1993）でも確認できる。この座談会には田勢も含めた政治部出身の全国紙編集委員らが集まったが、そこで挙げられた政治報道の課題もやはり、田勢の著書で提起されたものとはほぼ重なっていた。すなわち、この座談会では、五五年体制下の政治報道の問題点として、①自民党一党優位体制のもとで派閥力学に偏った政局報道②野党的立場からの代案なき批判とそのステレオタイプ化——の2点が挙げられ、それらがテレビに対する「新聞の敗北」の原因とされたのである。そしてこうした反省は、政策を論ずる言論機関としての役割を、新聞ジャーナリズムがより積極的に果たすべきではないか、という主張に接続していった。それは「毎日」の和賀井豊政治部長と「朝日」の国正武重編集委員の次のようなやり取りに象徴されている。

和賀井：マスコミ報道が政治を悪くしたかどうかというのは、両方相まっていて、マスコミか、政治か、どっちが良くてどっちが悪いとは言えませんが、今までわれわれが政治に対して提言をしたことがあったか。ただ単に起こったことの追従であったり、あるいは司直の手が入って問題になったときにたいてみたりということ

ばかりしてきたという面で、やはり、批判は受けざるを得ない部分がある。

国正：……これから混とんとした連立時代を迎える中では、政治報道も、あるべき姿を政治家に求めていく、報道の中である程度の方向性を示していく必要がある。
(富森ほか 1993：22-23)

そしてこの時期における政治報道批判の第二の特徴は、そうした批判が業界誌や論壇誌だけでなく、「朝日」の紙面審議会やメディア欄創設に始まった「報道の自己検証」という流れの中で、新聞紙面を通じて一般の新聞読者にも広がっていったことにあった。例えば「朝日」は総選挙直後の1993年8月から同年末まで、メディア欄で政治と報道をテーマにした三つの連載を掲載した。その第一弾である「変わる政治報道」の初回（同年8月24日朝刊）では、連載の目的について、「政権交代で与野党が入れ替わり、政界の取材方法や報道内容にも変化の兆しが見え始めた。『政治報道』はどう変わろうとしているのか、その断面を報告する」と述べ、同年10月の新聞週間には、計8ページの別刷り特集「政治と新聞」も制作した。また「読売」も、「朝日」メディア欄の新聞協会賞受賞から3カ月後、「報道への読者の期待や注文、批判が増えています。……メディアの内容や在り方を執筆者の視点で自由に論じてもらいます」（1992年12月19日朝刊）として、外部識者による「メディア時評」を始めた。そして、「読売」メディア時評、「朝日」メディア欄の各連載では、五五年体制下の「保守対革新フレーム」から政治報道がいかに脱却するのかを論点とするものが多かった。例えば「読売」メディア時評（1993年9月19日朝刊）で作家の童門冬二が、「印刷メディアの敗北」を総括したシンポジウムを伝える「朝日」記事を引用しながら、「従来の政治報道はどちらかといえば『だれが』に偏り、『何を』が薄かった。だれがという政治家の動向だけでなく、何がという政策がもっと報道されれば、両社のバランスがとれて、国民側も情報の得方と、その分析の仕方と、含まれる問題点に対する考え方が変わってくる」と指摘したのは、その典型である。そしてこうした批判を紹介する以上、新聞は読者に対し、政治報道の変化を紙面で明確に打ち出す必要があったと言えるだろう。

『文藝春秋』は1994年5月号で、「第四権力に未来はあるか」をテーマに中江と渡邊に「毎日」社長を交えた座談会（中江ほか 1994）を企画したが、議論の中心はやはりテレビに対する新聞の優位性をどう確立するかという点だった。そしてその方向性として渡邊と中江が共に挙げたのが言論機能の強化であり、特に中江は次のように述べて提言機能を目指すべきだと強調した。

新聞や雑誌を中心とする活字ジャーナリズムも、自身の役割を再認識すると同時に、再構築をしなくてはいけない。……特に新聞の場合は、報道、解説、評論、キャンペーンという四機能だけでは読者は満足しなくなっている。……評論の分野でも、かつてのように切り捨て御免では読者がついてこない。必要な選択肢や対案をはっきり書いた読者参加のような双方向ジャーナリズムが求められている。そういう新しいものをつくりながら、活字ジャーナリズムは民主主義の担い手の一つの原点だ、という発想に戻って「構築ジャー

ナリズム」に持っていく必要があると思いますね。(中江ほか 1994: 95)

そしてこの座談会で初めて、「読売」と「朝日」が憲法に関する提言を行うことが公表された。1993年から94年にかけて、「読売」は提言の作成主体を「記者研究会」へと変更し、また「朝日」は提言に向けた議論を第二次進路研で始めたが、その過程では以上のような認識も影響したと考えられる。

7. おわりに

6章3節で触れた渡邊と中江の座談会では、以下のような興味深いやり取りが交わされた。

中江：(安全保障に関する「朝日」の社論に一貫性がないという渡邊の指摘に対して) 国民も悩み、新聞も悩んだ。トップが世論の動向を真剣に考えながら対応するのは、民主主義国の新聞のあり方として大切なことだと思う。

渡辺：世論調査の数字に社説が引っ張られるというのは、大衆迎合になる。戦時中の新聞はみなそうだった。世論に対する指導性というのを新聞自らが放棄してはならない。

中江：それは違うでしょう。新聞は指導性と、世論の反映としての面と、両方持っていないといけない。(括弧内引用者；小池ほか 1994: 109)

新聞の主張が世論を反映するだけならそれは大衆迎合になるが、世論を全く反映せずに指導性のみを強調するなら世論誘導の危険に陥る。両者に欠けているのは、対立する争点に関して社会の合意をいかに形成し、そのためにどのような判断材料を社会に提供していくか、という視点ではないだろうか。近年、「政治報道の二極化」が指摘されているが、その背景には、「読売提言」「朝日提言」の動機の一つともなった他紙・他メディアとの差別化戦略が、他の新聞にも広がっていることもあるように思われる。各紙が対立関係を演出することは、「朝日」「読売」両紙が意図したとおり、新聞の言論機能の活性化にある程度は寄与しているだろうが、その一方、社説の方針に沿って報道記事を展開することは、自社の主張の押しつけに過ぎない。実質的には渡邊の持論と言える「読売提言」についても、論説委員と編集委員が協働して社論の統一を図った「朝日提言」についても、評論と報道記事を区別する客観報道原則の視点はほとんどなかったと言える。同調圧力が強いとされる日本社会の新聞社において、評論と報道記事が区別され得るのかについて、改めて検討することが必要だと思われるし、社会の合意形成という視点から新聞が果たすべき役割を検討することは、現状のジャーナリズムのあり方を考えるうえでの課題であろう。

注

- 1 日本ABC協会の調査によると、両紙の発行部数は1976年に「朝日」が709万7500部で1位、「読売」が705万37部で2位だったが、翌1977年に「読売」が746万2175部で1位、「朝日」が727万2347部で2位と逆転して以降、現在までこの順位は変わっていない。
- 2 雑誌の特集として、『総合ジャーナリズム研究』1995年1月号の「特集 巨大メディアが憲法改正試案を提示する是非」、『法学セミナー』1995年1月号の「緊急企画 読売憲法改正試案のねらいは」、『法学セミナー』1995年6月号と10月号の「読売新聞改憲試案とメディアの役割、やや時代は下るが『新聞研究』2001年6月号の「座談会『提言報道』を考える」など。
- 3 渡邊恒雄の「渡邊」の表記については、「渡邊」と「渡辺」が混在している。本稿では基本的に「渡邊」と表記し、著作物等を引用する際には引用元の表記に従った。
- 4 本稿の中の肩書は、特に断りがない限り、すべて当時のものである。
- 5 論説機関とその責任者の名称は新聞社によって異なる。「朝日」は「論説委員室」と「論説主幹」、「読売」は「論説委員会」と「論説委員長」となっており、それぞれ次のように規定している（朝倉 2010：103-105）。

「朝日新聞論説委員規定」

第一条 本社に論説主幹、論説委員および論説委員補佐を置く。

第二条 本社に論説主幹代理を置く事がある。

第三条 論説委員は、論説主幹の旨を受けて社説の起草に当たる。

第四条 論説主幹は社説に関する一切の事項を統轄する。

第五条 論説主幹代理は論説主幹を補佐、代理する。

第六条 論説副主幹は論説主幹を補佐する。

第七条 論説委員補佐は論説委員を補佐し、社説の起草に必要な取材、調査に当たる。

「読売新聞論説委員会規定」

第一条 論説委員会は主筆の下で社論を定める。

第二条 論説委員会に、論説委員長、副委員長、委員をおく。

第三条 論説委員長は、主筆の意を体し、委員会を統裁する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代行する。委員は、委員長の旨を受け、社説を起草する。

第四条 論説委員会は、社説起草にあたり、主筆、委員長にのみ責任を負う。

- 6 日本新聞協会は2000年、新聞倫理綱領を改訂したが、本稿では「提言」作成時の旧綱領を引用した。
- 7 「客観報道」の原則を論評にまで拡大して適用する日本型の「客観報道主義」については、伊藤（1999）が詳しい。
- 8 朝倉（2000：16）は「社論」を「キャンペーン企画や調査報道の方向性・志向性、解説の視点、あるいはニュースの扱いの大小を含む紙面全体としての『論調』を指す」と定義している。これは、「認知、解釈、表象の諸側面においてジャーナリズムが持つ継続的なパターン」と定義されるメディア・フレームと同義であると考えられる。
- 9 読売新聞社職制には、「第1条 社に主筆、副主筆、および編集主幹をおく。第2条 主筆は社長の命を承うけ、筆政を掌る」と規定されている。
- 10 「読売提言」に対しては、発表当初から「客観報道のルールに反する」との批判があるが、「朝日提言」同様、新聞社による主張であることを明示している点を考えれば、こうした批判はあたらないのではないと思われる。むしろ、実際には渡邊の持論とほぼ同じ内容でありながら、「外部有識者による提言の報道」という形式をとった「有識者提言」こそ批判されるべきであると思われる。

- 11 沖縄県西表島で「朝日」のカメラマン自身がサングラスを傷つけて「K・Y」という文字を描き、その写真を撮影して、記事とともに「朝日」1989年4月20日夕刊に掲載した事件（小黒 2014：235）。
- 12 「VS. 朝日新聞」や紙面審議会などでの批判への対応から、中江が「構築ジャーナリズム」という考えを形成したわけではない、という点には留意する必要がある。中江は東京本社編集局長だった1980年に『新聞研究』に寄稿した論考（中江 1980：11）の中で既に「構築ジャーナリズム」という言葉を用い、次のように説明した。「体制や権力の横暴や不正を、国民の名に代わって暴き糾弾する必要性は、今後とも新聞にますます求められようし、これを一層進めることに変わりはない。しかし、同時にこれと並行して、『何に反対か』でなく『何に賛成か』を追究し、具体的、建設的な方向を模索し、当事者をエンカレッジするような『構築ジャーナリズム』が、今後一層必要になってくると思う。例えば、どの政党についても、あるいはどの官庁・自治体についても、新聞にのるのは批判する時ばかりで、具体的な施策について評価したり称揚したりすることが少ない現状は、もっと前向きに改められてしかるべきだろう」。ここで示された方向性は、紙面審議会で述べられた内容とほぼ同じであり、中江が以前から問題意識を持っていたことを示している。
- 13 この社内資料は国立国会図書館憲政資料室が所蔵する「関嘉彦関係文書」の中に収められている。
- 14 社説と報道記事の関係という点から考えれば、このような目的を持った資料が、社説を担当する論説委員室以外にも配布されたことは、この作業によって再定義した社説解釈を社論として会社全体で共有し、記事の論調を統一する目的を持っていたことを示唆している。
- 15 不偏不党主義から「読売提言」を批判したものとして、中野ほか（1995）における「朝日」記者の議論などがある。
- 16 田勢は1993年9月の日本新聞協会と日本マス・コミュニケーション学会による研究会「総選挙とその後の政治報道の検証」で基調報告を行ったほか、翌1994年10月の日本新聞協会主催のパネルディスカッション「今報道の現場では一第一線記者は何を考えているのか」でもコーディネーターを務めた。

引用文献

Gitlin, T. (1980) *The Whole World is Watching*, Univ. of California Press.

秋山耿太郎、岸井成格、老川祥一、国分俊英（1995）「座談会 政治報道の現在」『新聞研究』（523）10-37

朝日新聞社会部編（1993）『VS. 朝日新聞』朝日新聞社

朝日新聞論説委員室（1995）『国際協力と憲法 朝日新聞は提言する』朝日新聞社

朝日新聞論説委員室（1993）『朝日新聞はどう主張してきたか』（国立国会図書館憲政資料室所蔵、関嘉彦関係文書、資料番号33）

有山輝雄（1998）『戦後史の中の憲法とジャーナリズム』柏書房

岩井奉信（1996）「五五年体制の崩壊とマスメディア」『日本政治学会年報』1996年度

伊藤高史（1999）「日本のジャーナリズムと客観報道」鶴木真編著『客観報道』成文堂

植木康夫（1994）「日本における『政治のテレビ化』」『コミュニケーション研究』（24）

魚住昭（2000=2003）『渡邊恒雄 メディアと権力』講談社

大石裕（2005）『ジャーナリズムとメディア言説』勁草書房

小黒純（2014）「捏造」武田徹、藤田真文、山田健太監修『現代ジャーナリズム辞典』三省堂：235

桂敬一（2009）「日本の新聞」『新訂 新聞学』日本評論社

冠木雅夫（1996）『「ジャーナリズム」の揺らぎと転換』『マス・コミュニケーション研究』（48）

蒲島郁夫・竹下俊郎・芹川洋一（2010）『メディアと政治』有斐閣

官林祐治（1996）「新聞（社説）に見る憲法観の変遷と現在」天野勝文、桂敬一、林利隆、藤岡伸一郎、渡辺修編『岐路に立つ日本のジャーナリズム』日本評論社

- 岸井成格、国正武重、田原総一郎（1996）「てい談 新聞とテレビ」『新聞研究』（539）10-30
- 熊坂隆光（1996）「政治報道は変わるべきか、変えうのか」『新聞研究』（539）27-30
- 倉重篤郎（1995）「新聞メディアの一連の『憲法』『安全保障』に関する提言について—今日の政治状況における提言報道の意義と節度—」『法と民主主義』299号
- 後藤文康（1992）「部数問題を考える」『世界』（571）
- 柴田鉄治（1995）「社説特集『国際協力と憲法』」『朝日人』1995年7月号
- 新聞報道研究会編（1995）『いま、新聞を考える』日本新聞協会研究所
- 関嘉彦（1994）「『朝日新聞はどう主張してきたか』をどう読むか」『諸君！』（26）122-133
- 高橋郁男（1991）「第三社会面の活用と『メディア欄』の創設」『新聞研究』（484）29-31
- 竹川俊一（2012）「社説と報道によるフレーミング分析」『マス・コミュニケーション研究』（80）
- 田島泰彦（2006）「憲法改正とメディア」『日本の科学者』（41）459-464
- 田勢康弘（1994）『政治ジャーナリズムの罪と罰』新潮社
- 谷藤悦史（2005）『現代メディアと政治』一藝社
- 徳山喜雄（2014）『安倍官邸と新聞 「二極化する報道」の危機』集英社
- 富森叙兄、国正武重、和賀井豊、白石興二郎、田勢康弘、小林静雄（1993）「座談会 五五年体制の崩壊とこれからの政治報道」『新聞研究』（506）10-31
- 中江利忠（1980）「変革の時代における新聞報道の課題」『新聞研究』（344）10-14
- 中江利忠、小池唯夫、渡辺恒雄（1994）「三大新聞社長激論 第四権力に未来はあるか」『文藝春秋』1994年5月号 94-111
- 中野邦観、小田原敦、田島泰彦（1995）「読売新聞改憲試案とメディアの役割（その1）」『法学セミナー』（486）6-16
- 日本新聞協会（1992）「平成4年度新聞協会賞編集部門受賞者・受賞理由」『新聞研究』（495）
- 藤田博司、佐柄木俊郎、中村啓三、朝倉敏夫、吉田信行（2001）「座談会『提言報道』を考える」『新聞研究』（599）10-25
- 別府三奈子（2013）「キャンペーン報道」早稲田大学ジャーナリズム研究所編『エンサイクロペディア 現代ジャーナリズム』早稲田大学出版部：138-141
- 前澤猛（2000）「渡邊恒雄氏におけるジャーナリズムの研究」『世界』（670）160-175
- 丸山眞男（1964）『増補版 現代政治の思想と行動』未来社
- 御厨貴、伊藤隆、飯尾潤（2000=2007）『渡邊恒雄回顧録』中央公論新社
- 山本武利（1996）『占領期メディア分析』法政大学出版局
- 山本康弘、蓮見一隆（1993）「『当事者』がナマで語るとき」『新聞研究』（503）42-47
- 読売新聞憲法問題研究会（1994）「いまこそ改正論議を」『文藝春秋』1994年12月号 119-122
- 読売新聞社（1994）『読売新聞百二十年史』読売新聞社
- 読売新聞社調査研究本部編（2002）『提言報道 読売新聞の挑戦』中央公論新社
- 若宮啓文（2008）『闘う社説 朝日新聞論説委員室2000日の記録』講談社
- 渡邊恒雄（1999）『ポピュリズム批判』博文館新社
- 渡邊恒雄（2002）「社論と提言報道」『提言報道 読売新聞の挑戦』中央公論新社 5-20